

★ 保険申込みにあたり、提出書類の確認にご利用ください。(本紙の提出は不要です。)

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険 提出書類一覧
【検査事業者コース・共同住宅 住棟検査プラン専用】

西暦	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
和暦	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
西暦	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
和暦	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	

申込書および添付書類		備考
全ての住宅	<input type="checkbox"/> あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約【検査事業者コース・共同住宅 住棟検査プラン専用】	本帳票1枚目
	<input type="checkbox"/> 付近見取図	
	<input type="checkbox"/> 各階平面図またはこれに代わる図面等	間取(壁、開口部、天窗等の位置)がわかるもので、次の記載が必要です。木造・鉄骨造⇒床下点検口と小屋裏点検口の位置。共同住宅⇒対象住戸の床面積(壁芯)。併用住宅⇒各室の用途。
	<input type="checkbox"/> 新耐震基準等に適合していることが確認できる資料	下表「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧」のいずれかの資料が必要です。
リフォーム工事または引渡しまでの間にリフォーム工事予定の住宅	リフォーム工事全て <input type="checkbox"/> リフォーム工事の内容がわかる資料 構造の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 構造図等 <input type="checkbox"/> 工事工程表 防水の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 防水措置の状況に関する資料 <input type="checkbox"/> 工事工程表	構造の工事とは、耐力壁、筋交い、柱・梁、小屋組の新設または撤去を伴う工事をいいます。 防水の工事とは、防水層の新設または撤去を伴う屋根工事・外壁工事をいいます。
住宅により異なるもの	<input type="checkbox"/> 構造図一式 <input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証の他の保険契約で実施した現場検査結果または事前現場検査結果に関する資料	大規模住宅(延床面積が500㎡以上または階数(地階を含む)が4以上の住宅をいいます。以下同様)かつ、木造以外の場合に必要です。 過去の検査結果または事前現場検査の結果を活用して検査を省略する場合に必要です。
非破壊検査の省略のために必要な資料(大規模住宅に限ります)	鉄筋探査の省略の場合 <input type="checkbox"/> 確認済証または設計住宅性能評価書等の写し	確認済証は平成11年5月以降に交付を受けたものに限ります。
	<input type="checkbox"/> 確認済証または設計住宅性能評価書等の写し	確認済証は平成11年5月以降に交付を受けたものに限ります。
	コンクリート圧縮強度試験の省略の場合(すべて必須) <input type="checkbox"/> 新築時のコンクリート工事の仕様書(構造標準仕様書・構造特記仕様書)の写し	
	<input type="checkbox"/> 検査済証または建設住宅性能評価書の写し	検査済証は平成11年5月以降に確認済証の交付を受けた新築住宅のものに、建設性能評価書の写しは新築住宅のものに限ります。

□「保険対象住宅の建築確認日が1981年(昭和56年)6月1日以降の場合」

資料	建築確認日等(※)	発行者等	その他条件	備考
建築確認に関する資料	確認済証、建築確認通知書または検査済証の写し	特定行政庁	昇降機等に関するものを除きます。	「建築確認記載事項証明」「確認台帳記載事項証明」等の資料(行政庁により呼称が異なります。)または建築計画概要書で確認済証交付年月日の記載および行政庁の発行印等があるもの(窓口に交付されない場合でも、情報開示請求等の手続きで入手できることがあります。)
	建築確認に係る記録を証明する書類の写し			
住宅金融公庫融資に関する資料(フラット35の融資を含む)	公庫融資[設計検査]に関する通知書の写し	設計検査の合格年月日	適合証明検査機関	これらの資料は、建物状況調査の「耐震性に関する書類の確認」では、書類なしの扱いとなります。
	公庫融資[現場検査]に係る通知書(竣工時)の写し	現場検査(竣工時)の合格年月日		
登記事項証明書の写し	登記の原因(新築)の日	法務局	登記の原因(新築)の日付が昭和58年4月1日以降のものに限ります。	

※上記のほか、次の資料がある場合は住宅あんしん保証にご相談ください。
 ①新築時の建設住宅性能評価書の写し ②新築住宅瑕疵担保責任保険・既存住宅売買瑕疵保険の保険証券または保険付保証書の写し ③保険法人検査に係る保険法人検査実施確認書の写し

□「保険対象住宅の建築確認日が不明もしくは1981年(昭和56年)5月31日以前の場合」または「構造耐力上主要な部分の新設または撤去を含むリフォーム工事等が行われた場合」

資料	建築確認日等(※)	発行者等	その他条件	備考
次のいずれかの書類の写し ①耐震基準適合証明書 ②住宅耐震改修証明書 ③固定資産税減額証明書 ④耐震改修に関して発行された増改築等工事証明書	証明年月日	確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士 住宅瑕疵担保責任保険法人 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、証明者の記名・押印があるものに限ります。	租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又は地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類であって所定の税制特例を受けるために必要となる証明書です。
構造計算書または構造確認書(建築士法第20条第2項に規定する証明書)等の写し	作成年月日	建築士事務所	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、建築士の記名があるものに限ります。	建築士が現行建築基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章および第5章の4に定める構造耐力基準)に適合していることを、仕様規定への適合性の確認または構造計算により確認したことを証する書類です。
耐震診断結果報告書の写し		確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士事務所 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、発行者が建築士の場合は建築士の記名があるものに限ります。	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて発行者が耐震診断を行い、作成した書類です。
既存住宅売買瑕疵保険の保険証券または保険付保証書の写し	保険契約締結日	住宅瑕疵担保責任保険法人	保険契約締結日が平成25年1月1日以降のものに限ります。	
既存住宅に係る建設住宅性能評価書の写し	評価書交付年月日	住宅性能評価機関	耐震等級が1以上必要です。	耐震等級とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1の1(4)イおよびロに規定する基準(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価)とします。

※ 提出する書類に応じた日付を申込書の「建築確認日等」の欄にご記入ください。

受理証等送付先メールアドレス ・はじめて使用するメールアドレスの場合は、仮登録後に本登録承諾確認メールが届きます。本登録承諾確認メールが届いたらメール記載のURLにアクセスし、「承諾」をクリックしてください。(これにより本登録が完了します。)
 ・2つ以上のメールアドレスへの送信をご希望の場合は、「受理証等送付先メールアドレス記入シート」をご提出ください。

→ → → → →

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約申込書【検査事業者コース・共同住宅 住棟検査プラン専用】 記入例

申込日 西暦 20 23 年 4 月 1 日		あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約申込書 【検査事業者コース・共同住宅 住棟検査プラン専用】	
あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約(検査事業者コース)を以下のとおり申し込みます。			
ご注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者が保険対象住宅の検査を行う場合に限り、本保険に加入することができます。宅地建物取引業者が売主となる売買契約の場合、本保険に加入することはできません。 ● 既に人の居住の用に供したのある住宅または建設工事完了の日から起算して1年を経過して売買契約を締結した住宅が本保険の対象です。 ● 現場検査は保険契約の締結を目的とした検査であり、現場検査完了証は保険対象住宅の性能を評価し、表示するものではありません。また、現場検査により、保険対象住宅に瑕疵がないことを保証するものではありません。 ● 現場検査の結果「指摘事項あり」となった場合は、指摘事項の改善をしなければ保険に加入することはできません。 ● 新規お申込み受理日から1年を超えても検査が完了(指摘事項の改善確認を含みます。)しない場合、または、最終現場検査の実施日から1年を超えても対象住宅が引き渡されない場合は、株式会社住宅あんしん保証は保険契約の申込受理を取り下げることがあります。(例) 吉 → 吉 横 → 橋 ● 住所・氏名等において、システム上印字できない一部の漢字は、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをいたしますので、あらかじめご了承ください。 		(取次店使用欄)	
保険契約申込者(被保険者)		告知事項	
登録事業者番号 8001111-0000 ※ 拠点(支店)を登録している場合のみ3桁の数字をご記入ください。それ以外は記入不要です。 フリガナ トウキョウト チウオウク アンシンチョウ 〒 130 - 0000 東京都中央区安心町1-1-1 氏名または商号 株式会社安心住まい建築設計事務所 代表取締役 安心太郎 フリガナ アンシンマイケンチケツケイシムシヨ アンシン クロウ 株式会社安心住まい建築設計事務所 代表取締役 安心太郎 (法人の場合、個人印では取り扱えません)		現場検査 リフォーム工の有無、工事の内容について記してください。 現場検査の時期 <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム工事の予定がない、または完了済 引渡しまでのいずれかの時期 <input type="checkbox"/> リフォーム工事中または引渡しまでの間にリフォーム工事予定 リフォーム工事に以下の工事内容が含まれる場合 a. 耐力壁、筋交い、柱・梁、小屋組の新設または撤去を伴う工事 b. 防水層の新設または撤去を伴う屋根工事・外壁工事 リフォーム工事に上欄の a または b の工事内容が含まれない場合 左記 a または b の工事完了時(施工部分が目視できる時期)(※) 左記 a または b の工事完了時(※) ○ 保険申込後に現場検査を実施する必要がある場合は、検査希望日を記入ください。住宅あんしん保証の他の保険の検査結果を利用する場合は、検査実施日をご記入のうえ、下記に記して検査をした受付番号をご記入ください。 検査希望日または実施日 西暦 20 23 年 4 月 13 日 <input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証の他の保険の現場検査等の結果を利用する M	
住宅情報		非破壊検査の省略 (延床面積が500㎡以上または階数(地階を含む)が4以上の大規模住宅に限りです) ○ 所定の資料(詳細は本帳票2枚目ご参照)の審査により、次の非破壊検査を省略することができます。省略を希望する検査にチェックしてください。ただし、目視検査で構造部分に劣化事象等が確認された場合は、追加で非破壊検査の実施が必要です。(有償) <input type="checkbox"/> 鉄筋探査 <input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度試験(リバウンドハンマー) 他の保険契約 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 保険法人名 ○ 他の保険契約とは、あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険(検査事業者コース)と補償内容の全部または一部を同じくする瑕疵保険契約をいい、保険契約者が誰であるかを問いません。 ※異なる時期に現場検査を実施させていただく場合があります。	
所在地 〒 190 - 0000 東京都あきる野市秋留7-8-9 建物名称 グランスケールあきる野 建築確認日等 西暦 1993 年 8 月 12 日 ○ 「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料」としてご提出いただく書類によって、異なりますので、本帳票2枚目をご確認ください。		申込担当者 所属 安心 三郎 氏名 営業部 TEL 03-0000-0000 受理証等送付先メールアドレス(※1) XXXXXXXXXX @ j-anshin.co.jp 検査立会予定者(瑕疵保証検査員等) 会社名 株式会社安心住まい 氏名 検査 花子 TEL 090-0000-0000 <input checked="" type="checkbox"/> 検査特例を利用する(建築士事務所の場合は以下をご記入ください。) 検査特例を利用する場合のみ記入 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅状況調査技術者 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅瑕疵保険協会 <input type="checkbox"/> その他() 0000000 ※1 詳細は、本帳票2枚目をご参照ください。 ※2 日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。 ※3 既存住宅状況調査技術者講習実施機関名をご記入ください。	
瑕疵保険利用をご提案いただいた仲介業者名 株式会社安心不動産 事業者番号 9002222 ○ 住宅あんしん保証に届出・登録されている場合はご記載ください。(任意)		申込概要 保険料 申込受理証記載のとおり 検査手数料 申込受理証記載のとおり 保険期間 引渡日から1年間 保険期間 引渡日から2年間 保険期間 引渡日から5年間 <input type="checkbox"/> 保険金額 500万円 <input checked="" type="checkbox"/> 保険金額 1,000万円 <input type="checkbox"/> 保険金額 500万円 <input type="checkbox"/> 保険金額 1,000万円 <input type="checkbox"/> 保険金額 1,000万円 ○ 区分所有される住宅の場合は、各々の住戸の引渡日をいいます。 工法 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input checked="" type="checkbox"/> RC造・SRC造 住棟全体の延床面積 5800 ㎡ 階数 地上 5 階 地下 1 階 全住戸数 100 戸 床面積別保険申込住戸数(登記面積) 55㎡以下 25 戸 55㎡超 70㎡以下 30 戸 70㎡超 85㎡以下 40 戸 85㎡超 5 戸 引渡予定日 西暦 20 22 年 8 月 31 日 ○ 複数の住戸をお申込みの場合は、最初に引渡す住戸の引渡予定日をご記入ください。	
付帯する特約 <input checked="" type="checkbox"/> 「管路・設備補償特約」の付帯を希望します。(※オプション) ○ 給排水管路、給排水設備、電気設備およびガス設備を保険対象部分として追加する特約です。なお、保険期間および保険金額は主契約と同一です。		所属 安心 三郎 氏名 営業部 TEL 03-0000-0000 受理証等送付先メールアドレス(※1) XXXXXXXXXX @ j-anshin.co.jp 検査立会予定者(瑕疵保証検査員等) 会社名 株式会社安心住まい 氏名 検査 花子 TEL 090-0000-0000 <input checked="" type="checkbox"/> 検査特例を利用する(建築士事務所の場合は以下をご記入ください。) 検査特例を利用する場合のみ記入 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅状況調査技術者 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅瑕疵保険協会 <input type="checkbox"/> その他() 0000000 ※1 詳細は、本帳票2枚目をご参照ください。 ※2 日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。 ※3 既存住宅状況調査技術者講習実施機関名をご記入ください。	

■ 検査パターン別記入内容

記入例のパターン	現場検査を実施する場合(通常の保険申込の場合)	1	検査希望日または検査完了日	2	検査特例の利用
	検査結果を利用する場合(他の保険契約の検査結果または事前現場検査結果)		検査希望日をご記入ください		チェックしないでください
	検査特例を利用する場合		検査実施日をご記入ください		【保険契約申込者が登録性能評価機関の場合】 チェックしてください(上段のみ) 【保険契約申込者が建築士事務所の場合】 チェックし、既存住宅状況調査技術者の資格に関する情報を記入してください
	すでに検査を実施している場合				
	保険申込後に検査を実施する場合		検査予定日をご記入ください		